指定短期入所生活介護　重要事項説明書

指定短期入所生活介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

１　事業の目的と運営方針

社会福祉法人秋田県民生協会（以下「事業者」という。」が開設する永楽苑指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）は、介護保険法令に従い、事業所の従業者等（以下「従業者」という。）要介護状態にある利用者に対し、意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所生活介護サービスを提供することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

２　事業者（法人）の概要

事業者（法人）	社会福祉法人秋田県民生協会
所在地	〒018-4231　秋田県北秋田市上杉字金沢162-1
代表者	理事長　木村　久美夫
設立年月日	昭和５２年９月２１日
電話番号	０１８６－８４－８６５５

３　事業所の概要

(1)　事業所の概要

事業所	永楽苑指定短期入所生活介護事業所
指定番号	０５７２１０４１３１
所在地	〒018-4231　秋田県北秋田市上杉字金沢162-1
管理者	施設長　村形　耕悦
開設年月日	平成７年１１月１日
電話番号	０１８６－７８－５１５１
ＦＡＸ番号	０１８６－７８－５１５０
メールアドレス	eirakuen@chive.ocn.ne.jp
サービス提供地域	広域型
送迎範囲	北秋田市合川地区　及び　概ね片道10キロ圏内

(2)　設備の概要

居室	２人部屋	２３室　（うち短期入所用１０室）
	従来型個室（１人部屋）	１０室
	３人部屋	２室
	４人部屋	２室
居室合計		３７室